

商標「沖縄黒糖マーク」運用管理実施細則

平成21年5月27日

（目的）

第1条 この実施細則は、沖縄県黒砂糖協同組合（以下「組合」という。）の登録商標運用管理規程（以下「規程」という。）第3条（3）登録第5193334号の商標「沖縄黒糖マーク」の適正な運用・管理に関し、必要な事項を定める。

（図柄等）

第2条 マークのデザイン及びサイズ（縦・横の比率）は別図1のとおりとし、下部にある「沖縄黒糖」の文字と一体で使用する。

- 2 マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。マークを直接商品に使用する場合は原則として「大」「小」のいずれかのサイズを使用することとし、容器に適しない場合のマークサイズの変更及び色の変更は本組合に申請し、許諾を得たものに限る。
- 3 文字を併記する場合は、マーク本体に掛からない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。この場合、本組合の許諾を得たものに限る。

（商標の使用基準）

第3条 規程第3条（3）登録第5193334号の商標「沖縄黒糖マーク」に係る商標の使用基準を以下のとおり定める。

- (1) 当該商標は沖縄黒糖100%の商品が使用することができる。
- (2) 当該商標は、沖縄黒糖又は沖縄黒糖関連商品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の各種資材に表示することができる。

（使用承認申請）

第4条 商標の使用を希望する者は、「別記様式1」により沖縄県黒砂糖協同組合理事長（以下「理事長」という。）あて、使用承認の申請をしなければならない。なお、申請及び許諾に要する費用は申請者の負担とする。

- 2 使用承認申請があった場合、組合は商標審査会を開催して申請内容を審査し、規程及び本実施細則に適合すると認めた場合は使用を許諾するものとする。この場合、「別記様式2」の「沖縄黒糖マーク使用許諾証」を発行するものとする。
- 3 組合理事長が特に必要と認めるときは、商標の使用に関して条件をつけることができるものとする。

（登録簿）

第5条 組合は、前条の申請に基づく使用許諾を行った場合は、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これを組合事務所に備えておくものとする。

- (1) 登録番号

- (2) 登録の年月日
- (3) 住所、名称、代表者氏名

(商標の表示方法)

第6条 商標は商品の容器又は収容箱等に直接印刷し表示するほか、シールに印刷し、商品の容器又は収容箱等に貼付して表示することができる。

(附 則)

(施行期日)

この実施細則は、平成21年5月27日から実施する。